

山口県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画に関する諸施策を総合的、効果的に推進するため、山口県男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 男女共同参画に関する施策の総合的、効果的な推進に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、参与及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 参与は、公営企業管理者をもって充てる。

5 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

2 前項の会議の議長は、本部長をもって充てる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、環境生活部長をもって充てる。

4 副幹事長は、環境生活部審議監（男女共同参画推進担当）をもって充てる。

5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

6 幹事会は、本部長の命をうけて推進本部の事務を処理する。

7 第4条第2項及び前条の規定は、副幹事長の職務及び幹事会の会議に準用する。

(ワーキング・グループ)

第7条 幹事会に、必要に応じてワーキング・グループを置くことができる。

2 ワーキング・グループの構成員は当該職員が所属する課の長と協議し、幹事長が指名する。

3 ワーキング・グループは、第2条各号に掲げる事項について調査・研究する。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、環境生活部男女共同参画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 山口県女性行政推進協議会設置要綱（昭和53年4月27日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1

総務部長 総合政策部長 地域振興部長 環境生活部長 健康福祉部長 商工労働部長 農林水産部長 土木建築部長 会計管理局長 教育次長 警察本部生活安全部長

別表第2

総 務 部	人事課長 学事文書課長 防災危機管理課長
総合政策部	政策企画課長 広報広聴課長
地域振興部	地域政策課長 中山間地域づくり推進室次長 国際課長
環境生活部	県民生活課長 地域安心・安全推進室次長 人権対策室次長 文化振興課長 男女共同参画課長 環境政策課長
健康福祉部	厚政課長 医務保険課長 地域医療推進室次長 健康増進課長 薬務課長 長寿社会課長 こども未来課長 障害者支援課長
商工労働部	商政課長 経営金融課長 労働政策課長
農林水産部	農林水産政策課長 団体指導室次長 農業経営課長 水産振興課長
土木建築部	監理課長 住宅課長
会計管理局	会計課長
教育 庁	教育政策課長 教職員課長 義務教育課長 高校教育課長 社会教育・文化財課長 人権教育課長 学校安全・体育課長
警 察 本 部	生活安全企画課長 少年課長

